



【重要】県内在住者確認書類に関するご案内



おきなわ彩発見キャンペーン対象旅行商品のご利用にあたっては、

- ①旅行代理店でお申込みの場合 ●旅行商品購入時、●宿泊施設チェックイン時
 ②他、宿泊サイトなどでお申込みの場合 ●宿泊施設チェックイン時に「沖縄県内在住者であること」の確認を行います。
「沖縄県内在住者であること」の確認は本人確認書類により実施いたしますので、ご利用者全員分の本人確認書類を必ずご提示ください。※ご提示いただけない場合には、本キャンペーンをご利用いただけません。

(この場合において、旅行商品のご購入後であった場合には、キャンペーン対象外となる為プレミアム付与額相当分(地域クーポン分除く)の金額が請求されます。ご注意ください。)

【本人確認書類として認められるものの例】

※本人確認書類に記載された住所が現在の住所でない場合は、現住所が記載された他の証明書類(補助書類)を併せてご提示ください。

※各参加事業者が特に定める場合は、当該事業者の定めに従ってください。

本人確認書類	注意事項
運転免許証 運転経歴証明書(顔写真あり)	・住所の変更がある場合は、現住所が記載されている裏面もご提示ください。 ・運転経歴証明書は、平成24年4月1日以降に交付されたものに限りです。
パスポート(日本国旅券)	・現住所が記載されているものであることが必要です。
健康保険証	・現住所が記載されているものであることが必要です。
個人番号カード(顔写真あり)	・現住所が記載されているものであることが必要です。 ・顔写真なしの個人番号カード、個人番号通知カードの場合は、必ず補助書類を組み合わせるご提示ください。
住民基本台帳カード(顔写真あり)	・住所の変更がある場合は、現住所が記載されている裏面もご提示ください。 ・顔写真なしの住民基本台帳カードの場合は、必ず補助書類を組み合わせるご提示ください。
外国人登録書 在留カード 特別永住者証明書	・現住所が記載されているものであることが必要です。また、変更の記載がある場合は、変更内容が記載されている裏面もご提示ください。 ・日本国籍をお持ちでない方で、在留期限がある方がお申込みをされる場合には、在留期限が確認できる書類が必要です。
住民票の写し(個人番号の記載がないもの) 印鑑登録証明書	・現住所が記載された発行日から3か月以内のものに限りです。
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	・氏名・住所・生年月日が記載されている面をご提示ください。 ・写真貼付欄があるものについては、写真貼付のものをご提示ください。
顔写真付きの公的証明書類	・(例)国会議員の証明書、写真ありの中学・高校・大学・専修学校などの学生証) 氏名、住所が記載されているものであることが必要です。
各種年金手帳 母子手帳 官公庁から発行または発給された書類で、氏名・住所及び生年月日の記載があるもの	・母子健康手帳は、母および子の証明書類として使用できます。 また、子の場合は出征届出済証明のある手帳に限りです。

【本人確認書類がない場合／本人確認書類記載の住所が現住所でない場合】

1 ページに記載した本人確認書類をお持ちでない場合は、以下の書類をご提示ください。

また、本人確認書類に記載された住所が現在の住所でない場合は、現住所が記載された他の証明書類（補助書類）を併せてご提示ください。

※参加事業者が特に定める場合は、当該事業者の定めに従ってください。

補助書類	ご注意事項
国税（地方税）の領収証書または納税証明書	・発行日から3か月以内で、現住所および氏名が記載されているものに限り ます。
社会保険料の領収証書	・発行日から3か月以内で、現住所および氏名が記載されているものに限り ます。
公共料金（電気・ガス・水道・NHK・固定電話）の領収証書※携帯電話の領収証書は利用できません。	・発行日から3か月以内で、現住所および氏名が記載されている領収印がある領収証書、または発行日（口座引落日）および現住所が記載されている口座 済振替通知書に限り ます。
官公庁から発行または発給された書類で、氏名及び住所の記載があるもの	・発行日から3か月以内のものに限り ます。